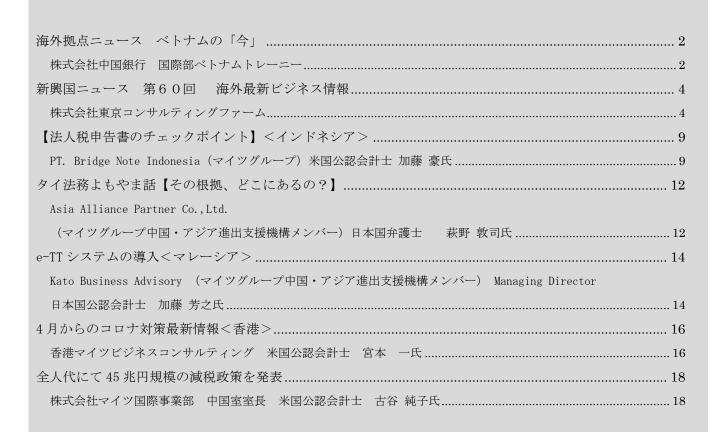
# CHUGIN GLOBAL NEWS

### ちゅうぎん海外ニュース

2022 APR (Vol.60)

#### **CONTENTS**





- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。 お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

# 海外拠点ニュース ベトナムの「今」

株式会社中国銀行 国際部 ベトナムトレーニー 吉澤 真治

日系企業のベトナム進出は1990年代の第1次進出ブーム、2000年代半ばの第2次進出ブームで大手メーカーや商社が進出し、2011年代から到来した第3次進出ブームでは過去2回と異なり、中堅・中小企業の進出が増加しました。経済成長を続けており、政治が安定している、安価で調達しやすい労働力など、様々な要因もあり進出が続いていたベトナムですが、近時はコロナの影響もあり日系企業の進出ペースは鈍っており、弊行への進出関連のお問い合わせも減少しております。

一方で販売先・仕入先に関するお問い合わせは 増加傾向にあります。今回は進出相談以外で、ベ トナムへのお問い合わせが多い内容についてお伝 えいたします。

#### 1. 海外からベトナムへの直接投資

2021年の日本やその他アジア諸国のベトナムへの投資件数や投資額については表の通りです。

日本からの投資金額はエネルギー関連を中心に 大口投資があったため増加しておりますが、投資 件数は、コロナ禍で渡越出来ず、進出決断に二の 足を踏む日系企業が多かったこと等から減少して おります。

・2021年 国、地域別の対ベトナム直接投資額(新規・拡張、認可ベース) 【単位:件、100万ドル、%】

2021   D( 2000) 0/1 (   / Melakagas (m/m mas) ( // 14e-iii 100/) // m								
国·地域	新規		拡張		計			
	件数	認可額	件数	認可額	件数	前年比	許可額	前年比
日本	199	2,790	132	859	331	▲ 22.5	3,649	199.3
韓国	361	1,198	280	3,162	641	▲ 33.4	4,360	48.0
シンガポール	221	6,105	93	1,238	314	▲ 6.8	7,343	7.5
台湾	63	284	61	805	124	▲ 40.7	1,089	▲ 36.2
香港	126	1,672	96	470	222	▲ 29.1	2,142	23.3
中国	204	1,664	117	1,047	321	▲ 32.6	2,711	31.0
合計(その他含む)	1,738	15,245	985	9,014	2,723	▲ 25.7	24,259	15.2

(出所) ベトナム外国投資庁、JETRO

日本と同様にシンガポールや韓国、中国などのアジア諸国も投資金額増加、投資件数減少となっておりますが、ベトナム現地で活動していると、特に韓国・中国企業は渡越なく進出を決断しているケースもあると耳にすることも多く、ベトナムに対して積極的に投資している印象があります。 実際に工業団地に訪問すると、日系以外の企業は広大な土地への大口投資を検討しているケースが多いようです。

日系企業については、以前は首都ハノイ市及び 商都ホーチミン市及び周辺省の工業団地に製造業 中心とした大型投資が中心でしたが、近時は製造 業ではレンタル工場へ進出、サービス業など大き な設備が不要な業種はバーチャルオフィスを活用 しての進出など、スモールスタートを行う企業が 増加しております。

#### 2. 近時のお問い合わせ内容について

#### 【販路先調査】

ベトナムの人口は9,758万人(2020年 出所:ベトナム統計総局)で、分布25歳~29歳、30歳~34歳の年代が多い、労働生産人口比率が多い「人口ボーナス」の時期にあります。中間所得層も拡大しており、今後ベトナム国内での消費が活発になることを見越して、自社製品のベトナム市場への投入を検討するお客さまから、販路先調査のご依頼をいただいております。

ベトナム人は日本製の商品に対しては、「安全・安心」のイメージがある一方で、「高価格」であり購入しにくい印象を持っています。一般消費者は化粧品や健康食品など高付加価値を提供する商品に対しては日本製を好む傾向にあります。



<日本製化粧品・健康食品 特設ブース>

お問い合わせの種類としては、販売代理店のリストアップや自社製品の競合先の調査などが多い 状況です。

#### 【仕入先、委託加工先調查】

多くの企業が海外から商品や委託加工品の輸入を行っており、大半は中国企業との取引があります。以前は様々な観点から中国からベトナムへ調達をシフトする動きがありましたが、現在では中国の優位性を勘案し、中国企業との関係を維持しつつ新たな調達先をベトナムなどの第3国で調査する、チャイナプラスワンの動きが活発になっています。

注意いただきたいのは、ベトナムからの調達が 中国からの調達より格段に価格が安くなるという ことはありません。ベトナムは中国に比べて人件 費はまだ安価ですが、資源や技術力が乏しいこと から原材料などはベトナム現地で調達することが 困難なものも多く、中国からの輸入に頼っている ことが主な要因です。

それでも問い合わせが多い理由は、1 国集中するリスクを回避するためです。コロナ禍ではベトナムも強力なロックダウン措置を取り経済活動がストップしたこともあり、中国やベトナムなど 1 国に選択肢を集中するのではなく、調達先・調達国の分散をすることが経営上のリスク分散にも繋がると多くのお客さまが考え始めているからです。

#### 3. まとめ

今回は今のベトナムにおいて、お客さまからの お問い合わせが多い内容についてご紹介いたしま した。

ベトナムとのビジネスについては様々な形態が 考えられます。現地で法人を設立しビジネスを開 始するだけでなく、輸入・輸出という観点からも ベトナムの活用を検討しては如何でしょうか。新 たなビジネスの開始や、現在のビジネスモデルの 拡大や維持など、様々な展開が検討出来るはずで す。

ベトナムに少しでも興味をお持ちでしたら、お 気軽に弊行までお問い合わせください。皆様と共 に少しずつ形に出来るよう、全力でしっかりと伴 走させていただきます。

以上

#### BIDV FDI 部ジャパンデスクホーミチン

#### 所在地:

7th Floor, BIDV Office Building,

472 Nguyen Thi Minh Khai, 3District, Ho Chi

Minh City, Vietnam

TEL: (+84) 28-3835-1780

FAX: (+84) 28-3830-7445



# 新興国ニュース 第60回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピン・カンボジアの最新情報を お届けいたします。

ぜひご一読ください。

#### ~フィリピン~

#### 【フィリピン入国(2022年2月18日時点)】

※本稿は2022年2月18日時点の情報です。 完全に内容を保証するものではありません。あ くまでも参照程度にとどめていただきますよう お願いします。

2022年1月27日にIATF(省庁間タスクフォース)決議第159号により、海外の感染状況に応じて"グリーン"、"イエロー"、"レッド"とそれぞれ入国規制を設けていた過去の政策を一変して、ワクチン接種証明が完了している外国人に限り入国を認める方針を発表しました。

これにより、観光・ビジネスを問わず入国を 望まれていた外国人(筆者:弊社フィリピン駐 在員も含む)に対し、明るいニュースとして記 憶に新しいでしょう。そして、上記ルールは2022 年2月10日から開始しています。

本稿では、筆者が2月18日に実際に行った成田国際空港からフィリピン・マニラ国際空港までの渡比への流れをご紹介するものです。

巷では、詳細が明確でないためか、情報が錯 綜としているのもまた事実です。

ここでは実際に筆者が入国管理局(日本・フィリピン両国)に求められたものを筆者が経験 した事実を基に入国の流れをご紹介いたします。

#### 1. 成田空港の様子



空港の様子はご覧の通り利用者もある通り見受けられ、コロナ以前に少しずつ戻りつつあるように思えました。

次に日本、フィリピンの審査(JAL、ANA などの航空会社、入国管理局の窓口)にて求められたものをご紹介いたします。

# 2. 成田空港・マニラ国際空港で求められたもの

以下の5つになります。

- 1. 旅券 (パスポート)、航空券
- 2. 48 時間以内の RT PCR 陰性証明書
- 3. 海外渡航陰性証明書
- 4. 新型コロナワクチン感染

英訳予防証明書(日本政府発行のもの) =>紙ベースのものはお住まいの市役所 などから取り寄せることが可能です。

(筆者は紙ベースの証明書を用意持参しました。)

また厚生労働省のアプリによるデジタル ワクチン証明書についてですが、

マイナンバーカードの原本(各市役所に 申請してから取得まで1か月かかる見込 み)が必須となります。



# THE CHUGOKU BANK, LTD.

もしデジタルワクチン証明書をご用意される場合は、上記日数を見込んで渡航日を決められることをお勧めします。

5. 海外旅行保険証明書 (コロナ治療最低補償額 35,000USD 以上)

6. HEALTH PASS

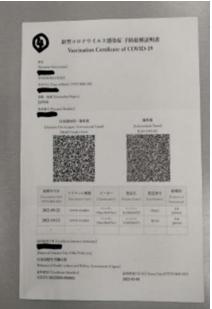
(QR コード、Android・iOS 両方からインストール可能)

=>個人情報、滞在先などを登録義務があり。完了したのちQRコードの画面が表示されるので、入国後まで保管する。













※⑤上記の海外旅行保険については、各保険会社に証明書、及びコロナ対応されているのかについて確認されることを強くお勧めします。

筆者が利用したのは、コロナ治療に対応している旅行保険会社の保険でした。

特に、海外旅行保険証明書、陰性証明書(英訳)とフィリピンのHEALTH PASS(アプリ)は端末、及び紙ベースですぐ手元から出せるように準備することが望ましいでしょう。

心配な方は、担当の入国管理局が上記 IATF159 号の内容を存じていない可能性があるため、以 下参考文献のリンクからプリントアウトしたも のを持参することをお勧めします。

またフィリピンの国際空港で Free WiFi を使用するに、フィリピン国内の電話番号 (SNS など)が必要となります。フィリピンへ入国される前に電話番号付きの SIM カードを購入された方がよろしいでしょう。 (Amazon、楽天などで購入可能)

#### 3. 最後に



フィリピンの入国管理局を無事通過しますと、 上記のように観光ビザ(9a)を付与されます。

日本からの入国ですと、30日間までの滞在期限しかありませんので、30日以内に第3国へ出国するチケットを用意しなくてはなりません。

(E-Ticket をスマートフォンなどのデバイスに 保管、プリントアウトされることをお勧めしま す。)

筆者の場合は、運よく入国管理局の担当官に 提示を求められず問答だけで済みました。(他の ケースでは、E-Ticket の提示を求められたケー スがありました。)

今後、9g VISA などを取得する際に 9a visa は 1、2、6か月の延長更新が可能ですので、フィリピンで就労されたい方は、会計事務所などを通して準備されることをお勧めします。

#### <参考文献>

https://iatf.doh.gov.ph/wp-content/uploads/20 22/01/20220127-RESO-159-RRD.pdf https://www.onehealthpass.com.ph/e-HDC/ https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccine cert



#### ~カンボジア ~

#### 【2021年度年次所得税確定申告】

2022 年 1 月 24 日に発行された通知 1265 において、2021 年 2 月 18 日づけの Instruction 3140 GDT に基づき、2021 課税年 度の年次所得税(TOI)申告書の電子申告に関す る指示を提供しています。

本通知により、2021 課税年度の年次所得税 (TOI)の電子申告税金の支払いは、2022 年 3 月 31 日までに完了する必要があります。

また、非標準の課税年度を採用する企業の場合には、課税年度の終了後3ヶ月以内にTOIの申告、納税となります。地方に支店を所有する自己申告納税者は、それぞれの支店の財務を申告書に添付し、連結された形で2021年のTOI申告書を提出する必要となります。自己申告納税者に代わりTOI申告書を提出する際に、従業員IDカードまたはPOA(委任状)の所持が求められます。さらに、2021年のTOI申告書を提出するすべての自己申告納税者は、貸借対照表、損益計算書、および2021年の課税年度中に実施された関連当事者取引の添付リストを含め、必要書類を提出する必要があります。

#### 【2021年度移転価格税制】

2017 年 10 月 10 日づけの一般的なカンボジアの移転価格規制 Prakas No. 986 MEF. P. において、2021 年の間に関連当事者と取引を行う納税者に対し、2 つの年間移転価格要件に準拠することを求めています。

1.2021 年の TOI 申告書に添付されている年次 移転価格宣言(Annual Transfer Pricing Declaration)の完了。

2.2021 年の現地移転価格レポート(Local Transfer Pricing Report)の完成。当該完成は

2021 年の TOI 申告書で確認されるものであり、 通常は税務監査の過程で GDT に開示する必要 があります。

#### ◎納税者が注意を払う必要がある重要ポイント

#### ・以前の課税年度のために作成された移転価格 レポート

以前の課税年度のために作成された移転価格 レポートは、それだけでは 2021 課税年度の要 件を満たしていません。関連当事者の取引が全 く同じであっても、カンボジアの各事業体につ いて、税年度ごとに独立した移転価格レポート を作成する必要があります。

#### ベンチマークの更新

納税者は、移転価格税制をサポートするため に使用されるベンチマークは、通常 3 年後に更 新することが推奨されていることも留意点とな ります。

#### ・関連書類の確保

マネジメントフィー、技術サービス料、ロイヤルティおよびその他の無形資産の支払い、および特定の長期的な会社間財務協定を含む特定の取引は、税務局からより多くの指摘を引き付ける可能性があります。

納税者は適切な独立企業間価格の設定やこれらの取引の書類を確保することによって監査のリスクを管理することが重要となります。

#### ・TP 要件への違反

TP 要件への違反には、納税者の納税証明書の取り消し、2%の利子を含む納税額の引き上げ、脱税の場合の刑事責任などの罰則が適用される場合があります。

#### 【2022 年度パテント税】

カンボジアで活動するすべての自己申告納税 者は、実施する事業活動ごとに、2022 年 3 月 31 日までに 2022 年のパテント税を登録及び 支払の必要があります。2022 年に支払われるパ テント税額は、自己申告の課税制度に基づく企 業の特定の分類によって異なります。2022 年の パテント税の手数料は以下の通りとなります。

Self-Assessment Tax Regime	2022 Patent Tax Fee(KHR)	2022 Patent Tax Fee(USD)	
小規模納税者	KHR 400,000	USD 100	
中規模納税者	KHR 1,200,000	USD 300	
	KHR 3,000,000	USD 750	
大規模納税者	or	or	
	KHR 5,000,000*	USD 1,250	

※大規模納税者の年間売上高が 100 億 KHR (250 万 USD) を超える場合には、支払われるパテント税は 1,250 米ドルになり、年間売上高が 100 億 KHR (250 万米 USD) 未満の場合には、支払われるパテント税は 750 米ドルとなります。

以上

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL http://wiki-investment.com/)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先: f-info@tokyoconsultinggroup.com



# 【法人税申告書のチェックポイント】 <インドネシア>

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 米国公認会計士

加藤 豪氏

12 月決算の会社は、法人税申告書の期日が 4 月末までになります。インドネシアは 12 月決算にしている会社が多いので、今月に法人税申告の期限を迎える企業は多いと思います。そこで、今回は法人税申告書の流れとチェックするポイントについて見ていきたいと思います。

#### 期限

前述の通り申告期限は原則 4 月末までとなります。外資企業は法人税申告の前にまず会計監査を受ける必要がありますが、監査が終わっていない場合には、2 か月まで延長申請ができますので、最長 6 月末までが期日となります。その場合、監査事務所から延長するためのレターを発行してもらう必要があります。4 月末ぎりぎりに依頼すると監査事務所も対応できないこともあるため、余裕をもって延長申請をしておくことが必要です。

また、課税所得があって納税が発生する場合には、納税の期日はあくまで4月末までとなり、延長はできません。未納分にはペナルティーが課せられるため、課税所得が発生しそうな会社は、4月末までに会計監査と法人税計算を終わらせるか、どうしても終わらない場合は、見積もりである程度納税しておくことが重要です。

#### 流れ

法人税申告の流れは以下の通りです。

- ①会計監査の完了(法人税額自体は、この際に すでに計算されている)
- ②法人税申告書の作成
- ③法人税の納税

④法人税の申告

#### 申告書の内容とチェックするポイント

すべて目を通していただくのが本当は望ましいですが、インドネシア語ですし、申告書の内容・金額をすべて細かくチェックするのは、忙しい経営者にとっては現実的でないかもしれません。そこで、最低限チェックすべきポイントを見てきたいと思います。

#### 〈課税所得と追納額の計算〉

法人税申告書は、課税所得と追納額の計算から始まります。

会計上の利益に、損金とならない費用や、益金とならない収益などを加減算して、税務上の利益(課税所得)を計算しますので、会計上の利益と税務上の利益は通常一致しません。この税務上の利益に対して、法人税を乗じて、前払の法人税(PPh22やPPh23)があれば控除します。この差額が、4月末までに納税する法人税追納額になります。法人税等は会計上も計上されるため、これらの計算は、前項の流れの①会計監査の完了前までには行われていなければなりません。したがって、会計監査が完了するまえに、以下の点を確認いただくことが重要です。

最低限チェックしておくべき主な加減算の項目は以下の通りです。

- ✓ 社宅費(光熱費・インターネット含む)、 ビザ取得関連費用は損金不算入(ただし、 これら現物支給については、22年度以降は 給与として個人所得課税)
- ✓ 会社から提供される乗用車の取得・維持費の50%が損金不算入。
- ✓ 携帯電話代は50%が損金不算入だが、ユニフォームは損金算入可。
- ✓ 退職給付引当金・賞与引当金・貸倒引当



金は損金不算入。ただし、DPLK(退職年金) への実際拠出額は損金算入可。

- ✓ 社内接待費・会議費・社員旅行・ゴルフ は損金不算入。社内飲食費は全員に提供 されるものであれば損金算入可。接待交 際費(飲食)は台帳をつければ損金算入可。
- ✓ 販売促進費・広告宣伝費は台帳をつけれ ば損金算入可。
- ✔ 保険を利用していない医療費は損金不算 入。
- ✓ リース資産(使用権資産)の減価償却費・ 支払利息は損金不算入。一方でのリース 料実際支払額は損金算入可。
- ✓ 資本金の 4 倍を超える借入金に対する、 支払利息は損金不算入(過少資本税制)。 ただし、純資産がマイナスの企業は、割 合に関わらず全額が損金不算入。
- ✔ 銀行の受取利息は益金不算入

また、前払法人税を使用するためには、PPh22であれば輸入の際に支払った際の納付証明である NTPN の番号を、PPh23であれば客先から源泉徴収票(Bukti Potong)を入手しておく必要があります。 取引が多いと、これらの書類の入手に時間がかかります。監査が終わったはいいが、源泉徴収票の回収漏れがあって、法人税の申告ができない、といったこともよくあります。したがって3月ごろまでには担当者に回収の進捗度を聞いておくことが望ましいです。

#### 〈会計・月次税務・年次税務の調整表の作成〉

法人税申告書には、サービス費用や賃借料など、費用科目ごとに金額を記載していきます。 税務調査時にはよく、この法人税申告に記載する金額と、1~12 月までの月次の源泉税申告に記載されている金額の合計の不一致によって、源泉税未納のペナルティーを課せられることがあります。 たとえば、法人税申告書にはサービス費用(国内であれば通常2%の源泉税課税)として12億ルピアが記載されているのに、月次の源泉税申告のサービス費用合計が11億ルピアしかない場合、差額の1億ルピアに対して2%の源泉税漏れが疑われます。

もちろん、会計上サービス費用として計上しているが、源泉税がかからない取引であったり、期間計上の問題で年跨ぎの費用計上があったりすることもありますので、この差額の説明が適切できれば問題ありません。

しかし税務署から上記の回答を求められた場合、原則 2 週間以内に回答しなければならず、また、実際に未納があった場合は、指摘されて納税するのと自ら気づいて予め納税するのとではペナルティーの金額が大きく変わってきます。したがって、この差異金額の原因調査・説明準備のために、法人税申告書作成の際に調整表(Equalization table)を併せて作成しておくことが望ましいです。

#### ◆Bridge Noteのご案内◆

#### 会社名:

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) President: 古賀 晶子

住所:

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3.3 Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Eメール: go-kato@bn-asia.com

#### 事業内容:

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・ 労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディー デリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい!システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります!

### タイ法務よもやま話 【その根拠、どこにあるの?】

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) 日本国弁護士 萩野 敦司氏

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) の 弁護士の萩野です。今回は AAP より「タイ法務よ もやま話」というタイトルで、タイの法律に関す る話をやわらかく、でも少しマニアックにお伝え させていただければと思います。どうぞ宜しくお 願い致します。

#### 【その根拠、どこにあるの?】

#### 1 会社設立のファーストステップ

新型コロナウィルスのパンデミックが生じて 以降、ほとんどの期間を日本で過ごさざるを得な くなっていますが、ウェブ会議アプリのおかげも あり、さほどの支障もなく業務を続けています。 本当にネット様様です。

そんなネットを駆使した業務の中には、タイに 新会社を設立しようとする話もあります。さて、 ここで質問です。タイにおける会社設立の際の最 初の手続は、何でしょうか?

…おそらく多くの読者の方がお分かりのことと思います。そう、「会社名称(商号)の予約」です。この予約手続についてはDBD(事業開発局)のウェブサイト上で実施すること、予約が30日間有効であることといったようなルールが存在します。タイ投資に関係する書籍やウェブサイトでの記事等にも掲載されている事項ですので、そんな話を聞いたことがあるという方もおられることでしょう。

#### 2 悲しき法律家の性

と、ここで、私はふと思いました。「そのルールの根拠は何?」と。悲しき法律家の性が疼く瞬間でした。

確かに、日本語の書籍やウェブサイトでは会社 名称の予約が必要であり、その旨の手続について も記載があるのですが、その根拠となる法規の規 定となると、少なくとも私が見た限りでは紹介し ているものがありませんでした。

そもそもひとかどの法制度を有する国においては、行政手続についてはその根拠となる法規の規定があることが通常です。実際、タイと同じように会社名称(企業名称)の事前審査承認 (预先核准)制度を有する中国では、国務院の法規である「企業名称登記管理規定」及びこれに基づき国家工商行政管理局(当時)が発出した「企業名称登記管理実施弁法」という下位法規により同制度が規律されています。とすれば、タイにも同じような法規が存在するはずですが、それが全く紹介されていないのはなぜなのでしょうか?

#### 3 探索の旅

何はともあれ、私は、会社名称の予約の法的根拠を探すことになりました。株式会社(非公開会社)を規律する法律としては、まず「民商事法典」が思い浮かぶところですが、同法典には、会社名称の予約についての規定はありません。

となれば、おそらく中国と同様、法律よりも下のレベルの法規の規律が推測されるところ、私がアクセス可能なタイ法律の検索サイト(官報のホームページ、法制委員会事務局のウェブサイト)は、タイトルを入れなければクリーンヒットしない上、そもそも名前も分からない状態では、まさに雲をつかむような話です。私は、後者のウェブサイトを中心に、「民商事法典」の下位法規に狙いを定め、「名前」(対面)や「登記」(จดทะเบียน)といった関係しそうなキーワードで見ていくと…ようやくそれらしい法規を見つけることができました。

そのタイトルは、「パートナーシップ又は会社 の登記申請についての仏暦 2554 年の中央パート ナーシップ・会社登記事務所の規則



(ระเบียบสำนักงานทะเบียนหุ้นส่วนบริษัทกลางว่าด้วย การจดทะเบียนห้างหุ้นส่วนและบริษัท พ. ศ. ๒๕๕๔)」 というものです。

そして、その第1章第5節が「法人名称の予約及びパートナーシップ又は会社の登記申請」というタイトルであり、(会社名称を含む)「法人名称の予約(nつでするが登れるの予約(nつでする)」についての一連の規定が存在します。DBDでのウェブサイトでの手続実施や予約が30日間有効であるといった規定も、同節内に確かに存在しました(前者につき第28条、後者につき第26条)。

本規定は、名称に関する準則等も存在する極めて重要な法規であり、法律家でないとしてもその存在については知っていて損はありません。

#### 4 法的根拠が見られないワケ

タイの法令検索システムは今一つ不親切な上 (私の使い方が下手なだけかもしれませんが…)、 下位法規になるほど法令の名称も複雑なことが 多く、また、その名称からは具体的内容を把握で きないので結局内容まで見ないと分からないと いったことも頻出です。そういったことがタイの 法令検索を困難にさせ、特定の法律行為又は行政 行為について(私の経験では、法律事務所でさえ も!)根拠規定に言及しないままの説明に終始す るといった状況が現出しているのではないかと 思います。

もちろん、法的根拠を明記しなくてもオフィシャルサイトからの情報であれば正確性は一応担保できるでしょう。それでも、法的根拠を明確にしてご説明することにこそ、法律家としての弁護士のレゾン・デートル(存在意義)があるのではないかと考えています。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

-お問い合わせ先―

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

#### 【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

[Mail] info@aapth.com

[URL] http://www.aapth.com



### e-TT システムの導入 <マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

#### <ポイント>

- ・e-TT システムを導入
- ・税金やペナルティの支払がより簡単に!

#### <e-TT システムの導入>

N子:加藤さん、今日も 2022 年度予算の続きですか?

加藤:実は、飛び飛びで申し訳ないのですが、また最近、皆さんにお伝えすべき新たな制度が IRB (内国歳入庁) から発表されましたので、その話をさせて頂いても良いですかね?

N子: どうぞどうぞ。タイムリーな情報は、適時 にお伝えする方が良いですからね。是非、宜しく お願い致します。

加藤:有難うございます。

N子:はい。

加藤:今回、皆さんにご紹介したいのは、

e-Telegraphic Transfer (e-TT) システムというものです。

N子: なんか難しそうですね。

加藤: いえいえ。内容的には、インターネット等 を利用する事により、税金やペナルティの支払方 法がより簡単になるというものです。

N子:デジタル時代ですからね。

加藤:まさにそうなんです。以前は税金やペナルティの種類により、それこそ IRB のカウンターでしか払えないものもありましたので、かなり不便な状況もあったのですが、この e-TT システムの

導入により、今後はほとんどの IRB への支払いがより簡単に行える事になると思います。

N子: それは良いですね!

加藤:はい。具体的には2022年4月1日よりスタートし、法人・個人所得税、石油所得税、不動譲渡益税(RPGT)、ペナルティ、外国人アーティスト(パブリックエンターテイナー)の所得税、および源泉税(WHT)に適用されます。

N子:幅広いですね。

加藤:はい。e-TTは、支払IDとしてバーチャルアカウント番号(「VA」)を生成するシステムです。マレーシア内外からTTを通じて納税を希望する納税者は、次の手順でe-TTシステムにアクセスする必要があります。

- 1) MyTaxPortal「LHDNM MyTax (hasil. gov. my)」 にアクセス
- 2)「ezHasil Services > submenu e-TT」をクリック
- 3) VA 番号を生成するために必要な支払情報を入力
- 4)銀行カウンターでの TT または電子バンキング ポータルでの支払時、VA 番号を支払アカウント 番号として使用

N子: なるほど。

加藤:この新しいe-TTシステムでは、以前、IRBの支払カウンターにおいて、手動で支払うことしかできなかった源泉税、不動産譲渡益税、ペナルティ、外国人アーティストの所得税などについて、2022年4月1日からオンラインで支払うことができるようになりました。

N子: ずいぶん便利になりますね。

加藤:はい。e-TT システムからの VA 番号を使用 した納税は、次の方法で実行できます。

・インターネットバンキングポータル: IBG/RENTAS /TT/ファンドトランスファー



・銀行カウンター: IBG / RENTAS /TT/ファンドトランスファー(現金及び小切手の取り扱いはできません)

• ATM

N子:なるほど、良く分かりました。

加藤:有難うございました。

NNA 隔週記事(出所: NNA)

Kato Business Advisory(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名(2020年11月時点)

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援:設立、設立後の会計・監査・

#### 税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

#### 国際税務支援:移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱 える税務リスクをトータルにサポートさせて頂 きます。

#### 間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産 譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポー トさせて頂きます。

M&A 支援:バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応 会計事務所系コンサルティング会社だからこそ できるサービスを提供させて頂きます。

#### -お問い合わせ先-

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

#### Kato@kato.com.my

携帯: +60-12-371-0369

### 4月からのコロナ対策最新情報 <香港>

香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士 宮本 一氏

香港政府は3月の新型コロナウィルスの感染拡大から、様々な対策強化を実施してきました。現在は第5波のピークを過ぎ新規感染者数は減少傾向にあり、4月より段階的に規制緩和へとシフトしていく見通しです。推定350万人に上る感染者と、1回目のワクチン接種率が90%を超えたことから、集団免疫を獲得したという専門家の意見もあります。香港は中国本土からの医療チームの受け入れや、大規模な医療施設の建設で防疫インフラも急ピッチで進みました。またアメリカ製の経口治療薬の使用も始まっています。日々少しずつ状況が変化し新たな方針が更新されていますので、3月末時点で分かっている最新情報をまとめます。

#### 4月1日より

- ・ワクチン2回接種済の香港居住者の入境後の指 定ホテル隔離が7日間に変更となります。
- ・患者向けに利用されていた香港内13か所のホテルは、海外から帰国者用へ戻ります。
- ・9 か国 (アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、フランス、インド、ネパール、パキスタン、フィリピン) に対するフライト着陸禁止令が解除されます。

4月2日より、香港内の全世帯に「防疫サービスパック」の配布が開始されます。中身は「抗原検査キット20個、マスク(KN95)20個、漢方薬2箱」で、配布後に届かなかった場合は市内18か所に設けられた配布スポットでも受け取りが可能です。

4月19日より、幼稚園や小学校における対面授 業が再開されます。

4月21日より、飲食店等への制限が3段階に分けて徐々に緩和されます。まずは店内飲食が午後10時まで許可され、1テーブル上限4人まで可能となります。

また、香港政府は雇用支援計画として月給3万香港ドル以下の従業員がいる雇用主を対象に、1人あたり最大8,000香港ドルを3ヶ月間補助すると発表しました。この給付金の対象者はおよそ130万人と見込まれ、開始時期は5月~7月とされています。

また、1万香港ドルの電子マネーの給付も始ま ります。第1回目として4月から5,000香港ドル 分が二度に分けて支給されます。昨年の登記記録 があれば再登録は不要ですので、スムーズに受け 取ることができます。第2回目の5,000香港ドル は今年半ばの開始となる予定です。この給付金は 18歳以上の香港永久居民で、6月18日までに24 カ月以上連続して香港を離れていない人が対象 となり660万人が恩恵を受ける試算です。受け取 り方法はアプリ「WeChat Pay HK」「支付寶香港 (Alipay HK) | 「拍住賞 (Tap & Go) | か「八達通 (Octopus)」の4種類から選ぶことができます。 Octopus 以外のアプリは、期日が来れば自動的に チャージされます。Octopus の場合は、MTR の駅 に設置されている水色の機械か、セブンイレブン、 サークル K や、Wellcome でもチャージできます。 初回は5月31日までに4,000香港ドルを使うと、 6月16日から1,000香港ドルの追加チャージが可 能になります。続いて6月30日までに4,000香 港ドルを消費すれば、7月16日から1,000ドルが チャージされます。最終有効期限は12月31日ま でなので、期限を越えないよう計画的に消費する ようにしましょう。



また、ワクチン未接種者のレストランや施設への立ち入りを禁止とする「ワクチンパス」についても、一部の内容が変更され第2弾及び第3弾が前倒しになりました。

第1弾:3月20日~4月29日:12~17歳は1回 接種、18歳以上は1回接種

第2弾:4月30日~5月30日:12~17歳は2回接種(ただし1回目接種から6か月未満であれば1回でも認められる)、18歳以上は2回接種

第3弾:5月31日~:12~17歳、18歳以上は共 に3回接種を基本とし、2回目接種から6 か月未満であれば2回も認められる

ワクチンパスの対象になっていませんが、香港では新たに3歳~11歳の子どもが接種対象となりました。一方で80歳以上の高齢者はワクチン接種率が低くなっています。

さらに個人の所得税に関しても、前年同様に今年も上限を1万香港ドルとし予定納税額の100%が減免されます。香港政府へ支払う土地の固定資産税(Rates・レーツ)は、上半期は上限を1,500香港ドルとし、下半期は上限を1,000香港ドルとして免除されます。さらに住宅用の電気代は1戸当たり1,000香港ドルの補助金が付き、また公共交通機関も月額200香港ドル以上の利用者を対象に、1カ月当たり500香港ドルを上限として補助されます。期間は5~10月の半年間です。さらに、2022-2023年度から住宅資産を持たない人を対象に、10万香港ドルを上限として個人所得または給与から控除するという構想もあり、今後協議される予定です。

法人に対しても個人所得税と同じく上限1万ドルで100%減免されます。BR(商業登記)の登記

料が免除され、固定資産税は上半期の上限が5,000 香港ドル、下半期の上限を2,000 香港ドルで免除されます。オフィスや工場などの水道代は2万香港ドル、下水道代は1万2,500 香港ドルを上限に8カ月間で75%が補助されます。

#### 香港マイツビジネスコンサルティング

#### 会社概要:

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、 人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービ スをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

-お問い合わせ先-

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,

30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel: +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <a href="http://www.myts.co.jp">http://www.myts.co.jp</a>



# 全人代にて 45 兆円規模の 減税政策を発表

~小規模零細企業には増値税の繰延税金還付と企業所得税減税、製造業や一部サービス業等には増値税の繰延税金還付を実施~

株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏

2022年3月11日に閉幕した第13期全国人民代表大会第5回会議(以下"2022年全人代"と表記)の政府活動報告iでは、今年の経済成長目標を0.5ポイント引下げた5.5%前後に引下げると共に、今年の重点活動に2兆5,000億元(約45兆円<sup>ii</sup>)規模の減税政策を掲げ、特に増値税では繰越税金(仕入増値税の控除留保還付金額)の還付により企業の手元に資金を還流させる、約1兆5,000億元(約27兆円)規模もの減税措置が盛り込まれました。適用開始は小規模零細企業を優先するものの、更に製造業、科学研究や技術サービス業、ソフトや情報技術サービス業など業種に合致すれば企業規模を問わない大型減税政策です。

本稿執筆時点ではゼロコロナ政策の継続と共 に、中国全土で感染状況の急拡大を見せ、中国経 済の先行きに不透明感が漂う状況下、小規模零細 企業等に対する一段の企業所得税の減税措置や、 特に繰越税金の還付は直接的な資金還流でもあ り、適用要件を満たす現地法人には大いにメリッ トがあると考えられます。

本稿では減税措置の概要や適用要件を中心に、 企業所得税と増値税の項目ごとに説明します。

# 1. 2022 年全人代の政府活動報告における減税政策の概要

政府活動報告に今年の重点活動として小規 模零細企業<sup>iii</sup>に対する以下の優遇措置が挙げ られ、既に関連規定の公布により、減税措置の 概要や適用要件等が明確化されています。

(1) 年間課税所得額 100 万元~300 万元に対 する企業所得税の再度"半減徴収(中国 語:減半徴収)"

下述"2"の財政部・国家税務総局公告 2022 年第 13 号 (以下"2022 年 13 号公告"と表記) ivが公布済。

# (2) 増値税の繰越税金に対する大規模な還付を実施

下述 "3" の財政部・国家税務総局公告 2022 年第 14 号 (以下 "2022 年 14 号公告" と表記) 等<sup>v</sup>が公布済。

 年間課税所得額 100 万元~300 万元に対する 企業所得税の再度"半減徴収(中国語:減半 徴収)"

まず現在、財政部・国家税務総局公告 2021 年第 12 号(以下"2021 年 12 号公告"と表記) 等<sup>vi</sup>では 2022 年 12 月 31 日までを期限と して、小規模零細企業等に対して以下の優 遇措置が採られています。

- ✔ 課税所得額 100 万元以下: 課稅所得額×12.5%×稅率 20%
- ✓ 課税所得額 100 万元超~300 万元以下:

そして、<u>2022 年全人代での再度"半減徴収"とは、この 100 万元超~300</u>万元以下について、更に**半減**する政策です。既に 2022 年 13 号公告が公布され、主要内容は以下の通りです。

➤ **優遇措置**:小規模零細企業の年間課税所 得の 100 万元超 300 万元以下の部分に対 して、<u>課税所得額の 25%を計上</u>し企業所得 税率 20%により納税する。



通常 (小規模零細企業等の優遇を享受しない)

課税所得 200 万元×企業所得税率 25%=50 万元 →課税所得 200 万元 (100 万元超~300 万元)

×25%×企業所得税率 20%=10 万元

すなわち、当該部分は 2021 年 12 号公告を更に半減し、また企業所得税の基本税率 25%と比較すれば<u>実質 5%( $=25\%\times20\%$ )</u>の企業所得税率が適用され、5 分の 1 にまで減税されています。

- ▶ 適用要件:小型零細企業とは、国家非制限と禁止業種に従事し、且つ以下等の3条件を指します。
  - ①年間課税所得額が300万元を超えない
  - ②従業員人数は300名を超えない (従業員に労務派遣作業者を含む)
  - ③資産総額が 5,000 万元を超えない

従業員人数、資産総額指標は企業通年の 四半期平均値で確定し、以下計算式の通り です。

四半期平均値=(期首値+期末値)÷2当年度四半期平均値= 当年度各四半期平均値の和÷4

年度途中に開業又は経営活動が終了した場合、実際の経営期間を一つの納税年度として、 上述の関連指標を確定します。また、実施期間は2022年1月1日から2024年12月31日です。

- 3. 増値税の繰越税金に対する大規模な還付を実施
  - (1) 繰越税金(仕入増値税の控除留保還付金額)

#### の還付政策に関する経緯

過去、増値税は期末において売上増値税より も仕入増値税の税額が上回ったとしても、(ゼロ税率を適用する輸出に対応する仕入増値税 を除き)還付が認められず翌期に繰越していま したが、財政部・国家税務総局・税関総署公告 2019 年第 39 号(以下"2019 年 39 号公告"と 表記) viiにおいて 2019 年 4 月 1 日より増値税 の期末控除留保金額の還付制度が試行されま した。但し、還付対象は同政策(同年 4 月 1 日)以降の控除が留保された金額の増加分且つ 増加分の一部のみが還付されるviii制限付きの 政策でした。

### (2) 2022 年 14 号公告で規定される優遇措置・ 適用要件

一方、2022 年 14 号公告は 2019 年 3 月以前 に形成された、控除が留保されている仕入税額 等も含め全額一括還付し、その後は、増加分(発生分)の還付を認めています<sup>ix</sup>。 更に、小規模 零細(マイクロ<sup>x</sup>)企業だけでなく、製造業全般や一部のサービス業にまで対象が拡大された、大幅な環付政策となっています。

▶ 優遇措置:全額一括還付と増加分の税額は以下の計算式の通りであり、主管税務局に還付申請します。

#### \*還付可能な繰越税金(全額一括還付)

⇒現存する控除留保税額×仕入税額構成比率 ×100%

#### \*還付可能な繰越税金(増加分)

- ⇒増加した控除留保税額×仕入税額構成比率 ×100%
- ・仕入税額構成比率とは、2019 年 4 月から還付申請 の直前の納税期間までにおける仕入税額控除済の増 値税専用発票(増値税専用発票表記の電子発票等を 含む)、税関輸入増値税専用納付書、納付税額完納証 明書に明記された増値税納付税額等が、同期におけ る全ての控除済仕入税額に占める割合を指します。



もし、輸出に対応する仕入増値税について<u>免除</u> <u>控除還付方式</u>を適用する場合、まず同方式を適用した上で、更に本公告が適用される(仕入税額が上回る)状況に合致すれば、本政策の活用が可能です。 但し、(商業貿易企業等の)<u>免税還付方式</u>を適用する場合、対応する仕入税額を本還付申請に用いてはなりません。

#### ▶ 適用要件①

2019年39号公告を基本的に踏襲しました。 また、下記④"即徴即退、先徴後返(退)政 策"も増値税の還付政策であり、両方を享受 できる場合、同政策か本優遇措置かいずれか を選択します。

- ①納税信用等級:A級又はB級
- ②還付申請前 36 ヵ月間に控除留保の還付 や輸出還付での悪用、増値税専用発票の虚偽発 行が無い
- ③脱税による税務機関から回以上の処罰がない
- ④"即徴即退、先徴後返(退)政策"を受けていない

#### ▶ 適用要件②及び開始時期:

企業の規模や業種により、右表 1 の通り、 適用要件と開始時期が異なります。

尚、右記の中規模企業、小規模企業、マイクロ企業、大規模企業(左記以外)は「中小企業分類標準規定」(工信部聯企業「2011」300号) xi等の営業収入指標、資産総額指標に基づき確定します。

#### 【表 1】

		実施開始時期			
企業規模	業種	全額一括 還付	増加分の 還付 <sup>xii</sup>		
マイクロ 企業	_	2022 年 4月 納税申告	2022年		
小規模企業	_	2022 年 5 月 納税申告	4月 納税申告		
中規模企業	製造業等 (製造業、科 学研究と技術	2022 年 7月 納税申告	2022 年 4月 納税申告		
大規模企業	サービス業、 ソフトと情報 サービス業ほ か <sup>xiii</sup> )	2022 年 10 月 納税申告			

#### 4. 留意事項

政府活動報告では、本減税政策を雇用の促進や 景気の刺激策の一環として打ち出しており、実施 に向け各地方政府への財政支援を行い地方政府 等が確実に本還付・減税を実施する旨を謳ってい ます。そして、上述の通り、早々と企業所得税、 増値税の減税措置が公布されました。また 2022 年全人代に先立ち、"六税二費<sup>xiv</sup>"の減税政策を 定めた財政部・国家税務総局 2022 年第 10 号公告 \*\*など、他の減税政策も打ち出されています。

本政策のうち、特に増値税の還付政策は直接的な資金還流が見込める上、対象企業の範囲が大幅に拡大されている為、日本本社としても現地法人が当該適用要件に該当するか否か、また必要に応じた還付申請サポートが望ましいと考えます。更に、追加措置も含めた今後の関連情報の注視も必要でしょう。

i 政府活動報告の原文は以下 URL の通り URL:

http://www.gov.cn/premier/2022-03/12/content\_5678750.htm

また、日本語版のダイジェスト版は以下 URL の通り URL:

http://j.people.com.cn/n3/2022/0305/c94474-996672 6.html

- ii 1元18円で換算。以下同じ
- iii また政府活動報告では、小規模納税人に対する段階的 な増値税の免税措置等も公表されている
- iv 2022 年 13 号公告の原文は以下 URL の通り URL: http://www.mof.gov.cn/jrttts/202203/t20220318 3796368, htm
- V 2022 年 14 号公告、及び同公告の補充規定・国家税務総局公告 2022 年第 4 号の原文は以下 URL の通り 2022 年 14 号公告

URL: http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5173759/content.html

国家税務総局公告 2022 年第 4 号

URL:http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5173765/content.html

vi 2021年12号公告の原文は以下URLの通り

URLhttp://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5163
253/content.html

更に、同公告のベースとなる財税「2019」13号の原文 は以下 URL の通り

URLhttp://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810744/n40 16641/n4016661/c4023833/content.html

vii 財政部・国家税務総局・税関総署公告 2019 年第 39 号の原文は以下 URL の通り

URLhttp://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4 160283/content.html

viii 2019 年 3 月末と比し、新たに増加した期末控除留保税 額を対象とし、増加分の控除留保税額×仕入税額構成 比率×60%にて計算

但し、一部の先進製造企業には、追加規定により以下の 計算式にて還付を認める政策等も公布されていた

計算式:増加分の控除留保税額×仕入税額構成比率 (× 100%)

FYI: 財政部・国家税務総局公告 2019 年第 84 号 URL:

 $\frac{\text{http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n81075}}{5/\text{c}5136446/\text{content.html}}$ 

財政部・国家税務総局公告 2021 年第 15 号 URL:

 $\frac{\text{http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c51639}}{17/\text{content.html}}$ 

- ix 但し、2019年以降の増加分については、表1のスケジュールにて還付申請が可能
- × 2022年13号公告の小規模<u>零細</u>企業(中国語:小型<u>微利</u>企業)と区別する為、小規模<u>マイクロ</u>(中国語:小型<u>微型</u>)企業と訳出した

また、小規模・マイクロ企業には、個人事業者も含まれる

- xi 工信部聯企業「2011」300 号の原文は以下 URL の通り URL: https://www.miit.gov.cn/jgsj/cws/zfcg/art/2020/art\_641b052914d94d87a0110e802a8fa7c6.html
- xii 脚注ixと同様
- xiii その他業種は、2022 年 14 号公告を参照のこと
- xiv "六税二費"とは、資源税、都市維持建設税、不動産税、 城鎮土地使用税、印紙税(証券取引印紙税を含まない)、

農地使用税、教育費附加、地方教育附加の6つの税目と2つの費用項目を対象とする。

\*\* 2022 年 10 号公告は、六税二費について小規模零細企業等に対し税額の 50%以内での減税政策を定めている。原文は以下 URL の通り

URL:http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n364/c517
3254/content.html

#### マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせて頂きます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

[URL] : http://www.myts.co.jp

[TEL] 03-6261-5323/ [FAX] 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら)Email:yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、

その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。